

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領

制定 令和5（2023）年3月13日 畜振第1188号

（目的）

第1 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」に規定された知事が認定する農場（以下「認定農場」という。）の認定手続きについて必要な事項を定める。

（認定基準）

- 第2 知事は、以下の要件を全て満たすと判断した農場に対し、認定を行うものとする。
- （1）飼養衛生管理基準を遵守している。又は、遵守に向けた体制が整っている。但し、飼養衛生管理基準のうち栃木県が指定する項目がすべて遵守されていること。
 - （2）家畜保健衛生所と緊密に連携をとりその指示に従うこと。
 - （3）家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。
 - （4）豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、指針に基づく認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること。
 - （5）農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために家畜保健衛生所が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する接種指示及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認に協力すること。
 - （6）「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

（申請）

第3 認定を受けようとする農場で飼養されている家畜の所有者（家畜の所有者と農場の所有者が異なる場合は農場の所有者）は、以下のとおり申請を行う。

（1）申請時の提出書類

申請者は、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請書」（別記様式1）に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて、農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出する。

添付書類

- ・ 栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請に係る誓約書（別記様式2）
- ・ 指針留意事項13に基づく豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る

作業手順書

(2) 認定事項の変更

認定農場が、認定を受けた申請内容に変更が生じた場合、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請事項変更届」(別記様式3)に必要事項を記入し、変更後30日以内に、前項の申請を行った家畜保健衛生所に提出する。

(認定の審査)

第4 家畜保健衛生所長は、申請農場が第2の認定基準を満たすことを確認の上、飼養衛生管理基準の遵守に関する確認書類を添えて、畜産振興課へ進達する。

知事は、前記により申請書を受理した場合は、第2の認定基準に基づき内容を審査し、適正と認める場合は認定する。

なお、申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定不認定通知書」(別記様式4)により、農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、申請者へ通知する。

(認定証の交付)

第5 認定証の交付については、以下のとおりとする。

- (1) 知事は、認定を受けた農場に対し、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証」(別記様式5)を、農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、申請者へ交付する。
- (2) 認定農場は、第6により認定を取り消された場合若しくは第7により認定を辞退する場合は、認定証を、農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、知事へ返却しなければならない。
- (3) 認定証の交付を受けた農場が、認定証の記載内容に変更を生じた場合又は認定証を汚損したときは、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証書換え交付(再交付)申請書」(別記様式6)により認定証の書換え交付又は再交付を申請することができる。
- (4) (3)の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認したうえで畜産振興課へ進達する。知事は、前記により申請書を受理した場合は、内容を確認した上で、農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、申請者へ認定証を書換え交付、又は再交付する。

(認定の取消)

第6 認定農場が次の各号のいずれかに該当する場合、知事は認定を取り消すことができる。

- (1) 第2の認定基準を満たさなくなったとき
- (2) ワクチンを他者へ譲渡あるいは販売等を行ったとき、又は接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき

(3) その他、栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る認定農場に相応しくない事由が発生したとき

(認定の辞退)

第7 認定農場が、その認定を辞退しようとするときは、「栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定辞退届」(別記様式7)を、農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて知事に提出するものとする。

(その他)

第8 その他必要な事項は、畜産振興課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5(2023)年3月13日から施行する。

別記様式 1

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

(認定を受ける農場の家畜の所有者の住所・氏名)

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領第3(1)に基づき、下記のとおり認定農場認定を申請します。

記

- 1 農場の住所及び名称
- 2 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書
添付書類のとおり
- 3 その他

(注意事項)

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請に係る誓約書(別記様式2)及び作業手順書を添付のこと。

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請に係る誓約書

認定希望農場名

(下記の遵守事項について御確認ください。)

遵守事項
① 飼養衛生管理基準を遵守している又は遵守に向けて取り組んでいます。但し、飼養衛生管理基準のうち栃木県が指定する項目をすべて遵守しています。
② 家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従います。
③ 家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、指示及び指導に従います。
④ 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっています。
⑤ 農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために家畜保健衛生所が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する確認に協力します。
⑥ 「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守します。

上記の6つの遵守事項について相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

(認定を受ける農場の家畜の所有者の住所・氏名)

栃木県知事 様

別記様式 3

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定申請事項変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

(認定を受ける農場の家畜の所有者の住所・氏名)

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領第3の(2)に基づき、下記のとおり申請事項を変更します。

記

1 農場の住所及び名称

2 変更内容

3 変更理由

(注意事項)

変更事項を確認できる書類を添付すること

手順書の大幅な変更のために変更届を提出する際は、変更前及び変更後両方の手順書を添付すること

別記様式 4

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定不認定通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

栃木県知事 ○○ ○○

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領第 3 に基づき申請のあった件について、下記の理由により不認定としましたので、同要領第 4 の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 認定申請をした農場の住所及び名称
- 3 理由

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証

農場名

農場住所

上記農場を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第3-2に基づく認定農場と認める

認定番号 第 号

認定日 年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○

印

別記様式 6

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証
書換え交付（再交付）申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

（認定を受ける農場の家畜の所有者の住所・氏名）

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領第5（3）に基づき、下記のとおり栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定証の書換え交付（再交付）を申請します。

記

1 農場の住所及び名称

2 認定番号

3 申請理由

別記様式 7

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定辞退届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

(認定を受ける農場の家畜の所有者の住所・氏名)

栃木県登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定要領第7に基づき、下記のとおり辞退します。

記

1 辞退する認定農場の住所及び名称

2 辞退の理由

(注意事項)

認定証を添付すること。